

事務連絡
令和4年4月22日

事業主様
事務担当者様

神戸機械金属健康保険組合

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての 健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、令和3年8月から令和4年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者について、健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例及び健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等、臨時特例的な取扱いをお示ししたところですが、その後新たに、厚生労働省保険局保険課より特例改定の対象期間を延長する旨通知がありました。

これに伴い、現下の情勢等を踏まえて、令和4年4月から令和4年6月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についても、事業主より届出があった場合には、同様の特例的な取扱いを行うこととなりました。

特例改定

以下の①～⑤のすべてに該当する被保険者について、令和4年1月から令和4年6月の間に休業により特に著しく報酬に低下が生じた者として事業主より届出があった場合には、急減月（令和4年1月から令和4年6月までの間の1カ月）に受けた報酬（休業手当を含む）の総額を報酬月額として算定し、急減月の翌月から標準報酬月額を改定することができます。

【対象となる方】

令和4年1月以降、休業により報酬が著しく低下した方で、①～⑤のすべてに該当する方

① 新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた者であること

なお、テレワークを行っている場合、事業所外において業務を行える状態にあることから、本特例措置の対象とはなりません。

② 報酬が著しく低下した月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、現在の標準報酬月額より2等級以上低下した者であること

- ※ 固定的賃金（基本給、日給、時間給単価等）の変動がない場合も対象となります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、事業主が被保険者に支払う報酬ではないため、報酬の総額には含まれません。

③ 本特例措置による改定内容について本人が書面で同意していること

- ※ 被保険者本人の十分な理解に基づく同意が必要となります。同意書の様式は「参考様式」を参照してください。(同意書には本人に署名いただく必要があります。尚、改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金および年金の額が算出されることへの同意を含みます。)

④ 連續する報酬が3カ月ある者

被保険者期間が急減月を含めて3カ月未満の者については、届出の対象とはなりません。

急減月とその前2カ月いずれか1カ月でも支払基礎日数が17日未満となる場合は、本特例措置の届出の対象とはなりません。

⑤ 特例改定月が資格喪失月とならない者

特例改定後の標準報酬月額に基づく保険料が賦課されない場合は対象外です。

◆ **8月の報酬の総額に基づく定時決定に係る保険者算定の特例を行った者は、令和4年1月から令和4年6月までを急減月とする本特例措置による改定を行うことはできません。**

【手続きの方法】

※下記、必要書類を添えて、急減月が生じた後、速やかに提出してください。

必要書類

- ・ 被保険者報酬月額変更届 [特例 令和4年1月～令和4年6月を急減月とする場合]
- ・ 支払基礎日数、報酬額を確認できる書類（急減月以前3カ月間の出勤簿、賃金台帳のコピー）
- ・ 申立書（月額変更届【特例】用…令和4年1月～令和4年6月を急減月とする場合）
1回の届出につき一部が必要です。

受付期間

◎ 令和4年1月から3月までを急減月とした特例改定は、令和4年5月末日まで

◎ 令和4年4月から6月までを急減月とした特例改定は、令和4年4月25日から令和4年8月末日まで

【その他の留意点】

※ 急減月は、令和4年1月から令和4年6月の間までの任意の1カ月で、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届出た月となります。

※ 同一の被保険者について複数回特例措置を行うことや、届出後に急減月の選択等を変更することはできません。**急減月とできるのは1カ月（1回限り）**です。

※ 「令和2年4月から令和2年7月までを急減月とする特例措置の改定」「令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする特例措置の改定」「令和3年8月から令和4年6月までを急減月とする特例措置の改定」は、それぞれ一度に限り行うことが可能です。

※ 報酬支払の基礎となった日数については、事業主からの休業命令や自宅待機指示などによって休業となつた場合は、報酬の支払の有無に関わらず、休業した日を報酬支払の基礎日数に含めて取り扱います。

※ 本特例措置による改定後に、固定的賃金が変動し随時改定の対象となる場合（3カ月間の報酬の平均額による標準報酬月額が2等級以上変動）には、随時改定の届出を行ってください。

※ 令和4年6月までを急減月とする特例月変および定時決定の保険者算定を行った者の、休業が回復した月（休業が完全解消していない場合を含みます）における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、本特例措置による改定後の標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、速やかに随時改定（回復月変）の届出を行ってください。休業が回復した月の翌月から、休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

休業が回復した月とは、実際の報酬支払の基礎となった日（事業主から報酬（休業手当等）が支払われていない場合は日数に含みません）が17日以上となった状態をいいます。

回復月変の届出は、令和4年の定時決定前の令和4年8月（令和4年6月を急減月として本特例措置による改定を行った場合は令和5年8月）、までの間において最初に届出が必要となった際に、一度限り届け出ることとなります。回復月変の届出書に添付書類は不要です。

※ 事実確認書類（休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の同意書等）は、届出日から2年間は保存してください。

☞『特例改定』の必要書類(月額変更届等)は、当組合ホームページでダウンロードしていただくか、当組合（TEL078-360-5131）にお電話いただければ、お送りさせていただきます。